

教育の振興に関する施策の大綱

—豊かな心と健全な身体を育む“ふるさと小山の教育”—

2016年(平成28年)4月

栃木県小山市

はじめに



平成18年の教育基本法改正に伴い、「教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項」を定めることが国や地方公共団体に求められました。

そこで、小山市では、平成23年4月に本市としての教育施策の「基本理念」や「基本方針」、「施策の方向」等について明らかにするとともに、教育施策全般を網羅した「小山市教育振興基本計画」を策定しました。この計画は、本市における教育行政推進の基本となるものであり、また、「第6次小山市総合計画基本構想・基本計画（計画期間 平成23年度～平成27年度）」に基づく教育分野の個別計画でもありました。その後、平成25年には、国の第2期教育振興基本計画が策定され、今後5年間に実施すべき教育上の方策として小中連携・一貫教育等が示されるとともに、平成26年には、教育再生実行会議から義務教育や一貫教育等、学制在り方全般について、第5次提言「今後の学制等の在り方について」が出され、これからの教育の指針が示されました。

時を同じくして、平成26年には地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、平成27年4月から新しい教育委員会制度が発足しました。本市ではいち早く4月に第1回総合教育会議を開催し、首長と教育委員会が協議・調整を行い、教育の振興に関する施策の「大綱」を策定しましたが、この大綱は第6次小山市総合計画最終年度に策定したため、このたび平成28年度からスタートする「第7次小山市総合計画（計画期間 平成28年度～平成32年度）」及び、小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略がとりまとめられたことに併せ、改定することとしました。今後も時代の変化に対応した教育施策を展開していくために、事業の充実に努めてまいります。

平成28年4月

小山市長 大久保 寿夫

目次

1	本市教育の基本理念	-----	1
2	大綱策定の趣旨	-----	1
3	大綱の期間	-----	2
4	大綱の基本目標	-----	3

1 本市教育の基本理念

「まちづくりは人づくり」からという基本的な考え方に立ち、子どもを生み育てやすい環境づくりを行うために、家庭・学校・地域が一体となって、次代を担う子どもの自主性と創造力を培う、豊かでたくましい心と体を育てる教育の充実を進めます。

また、市民一人ひとりの能力や意欲を伸ばし、夢を実現できる生涯学習環境の形成と、小山の誇れる歴史・文化を次代に継承・活用したまちづくり、市民文化・スポーツを育む“ひと”づくりを進めます。

- 1 未来を担う子どもたちの成長・確かな学力・安全を目指した学校教育の実現
- 2 いつでも・どこでも・だれでも 学び活かせる「生涯学習都市小山」の実現
- 3 心豊かで活気ある暮らしやすい「文化都市小山」の実現
- 4 元気いっぱい 明るく活力ある「スポーツ都市小山」の実現

2 大綱策定の趣旨

大綱は、本市の教育の目標や施策の根本的な方針や本市教育振興基本計画に規定する基本的な方針を参酌した、本市の教育が目指す基本的な方向性を示した計画であると同時に、未来を担う”おやまっ子”を育むための、学校、家庭、地域の全ての大人へのメッセージでもあります。

特に、家庭教育は、全ての教育の出発点であり、重要なものです。子どもが不安や困難に直面したときには、寄り添い、励まし、ある時には諭しながら、その成長を促していくことが家庭の保護者の大切な役割でもあります。それは、子どもたち一人一人が、将来にわたり変化の激しい社会において、人と協力しつつ自律的に社会生活を送ることを願い、心の教育を基盤に「確かな学力」を身につけさせることをはじめとして「豊かな人間性」「健康・体力」すなわち「生きる力」を学校、家庭、地域で育むことです。

子どもたちは、身近な地域の中で、多くの大人に支えられ、見守られ、時には諭されながら、様々な体験を重ねることで成長していきます。地域の大人が自分たちへの熱い想いをもっていてくれることを子ども自身が感じることも大切な教育の一つです。

学校では、子どもたちが、豊かな人間性や生きる力を育ていけるよう、子どもにとっての学びを「実感を伴う質の高い学び」へと導いていくことが大切です。教育とは、時代とともに生き、時代を拓く力となるものです。

そして、教育は人格の完成を目指し、子どもたちの将来の幸せを思い求めながら行うものであると考えます。子どもの成長に関わることは、大人自身が自らの生き方や姿勢を見つめ直すことです。だからこそ、大人も子どもと共に学び続ける必要があり、それを支えるための行政の支援も必要になります。

このように、様々な教育の場で大人が連携しながら子どもとともに学び成長し続けるという、生涯にわたるひとづくりを目指し、本市の教育の振興に関する施策の「大綱」を策定するものです。

3 大綱の期間

大綱は市の最上位計画である平成28年度からスタートする第7次小山市総合計画及び、小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図ることが必要なことから、この改定した大綱が対象とする期間は、平成28年度（2016年度）からの5年間とします。

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
		第6次小山市総合計画				第7次小山市総合計画				
		第4次小山市経済活カプロジェクト								
	小山市教育振興基本計画					小山市教育振興基本計画(改訂版)				
					小山市「教育の振興に関する施策の大綱」					
					「教育の振興に関する施策の大綱」(改訂版)					
					小山市まち・ひと・しごと創生総合戦略					
	とちぎ教育振興ビジョン(三期計画)									
国の教育振興基本計画(第1期)			国の教育振興基本計画(第2期)							

4 大綱の基本目標

第7次小山市総合計画に基づき、以下の8つの目標の実現を図ります。

（1）元気に安心して暮らせ 育む喜びを感じるまちおやま【子育て支援】

市町村は、子ども・子育て支援の実施主体として、質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進し、ニーズに応じた制度・サービスの充実を図ることが求められています。

小山市では、「元気に安心して暮らせ、育む喜びを感じるまち おやま」を子育て支援の基本理念とするとともに、「子育てをしているすべての親が安心して子育てを楽しむために」「働きながらでもゆとりをもって子育てをするために」「命を育むことに夢と希望を持てる親となるために」を基本視点とし、全ての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保証し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

子育て支援施設としては、関東最大級の子どもの屋内遊び場「キッズランドおやま」（ロブレ5階）を平成28年5月に整備・開設いたします。

さらに、子どもの貧困対策については、「小山市子どもの貧困撲滅5か年計画（平成27年3月策定）」に基づき、子ども貧困撲滅支援センターを公民館に設置し、中学生を対象とした学びの教室等を実施します。

（2）確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む学校教育【義務教育】

学校が子どもたちへの3つの保証（安全の保証・確かな学力の保証・成長の保証）に努めることは、時代が変化しようとも変わることのない使命です。一方、新たな教育課題に対応するため、平成29年度から小中一貫教育を全面実施し、義務教育9年間の子どもの「育ち」や「学び」をつなぎ、現行の6・3制を維持しながら、「4・3・2」や「5・4」等の学年段階の区切りの弾力的運用を図り、教育の質の向上を目指します。

また、教職員、児童生徒、保護者、地域住民が参画する『小山市版「知・徳・体」共創の教育』を通して、子どもたちに「自ら育つ力・他者に育ててもらう力・他者を育てる力」を育み、心身ともにたくましく、郷土に誇りをもち、国際社会の発展に貢献できる児童生徒の育成を目指します。

特に、2020年の東京オリンピックをはじめとする各種の国際的行事の開催や社会のグローバル化の進捗に合わせ、増加が予想される本市への訪問客や観光客に対応し、簡単

な案内や紹介、さらには交流等の出来る体制を構築するために、「英語教育のまち おやま 推進5か年計画」を策定し、小中一貫教育の中で、発達段階に即した英語活用能力の向上に努めます。計画の中では、具体的に、ALTの小・中学校全校常駐化、英語教育行政拠点として教育委員会事務局内に英語教育推進室の新設、行政と学校現場をつなぐ有識者による英語推進研究会の開催などを整備し、今後5年間で中学3年生での英検3級程度の英語活用能力保持者が現在の38%から55%になるようにしていきます。

また、平成28年4月から障害者差別解消法が施行されるのに伴い、障がいのある児童生徒に対する特別支援教育の充実や、外国人児童生徒に対する日本語教育や教科学習の支援に努めます。

さらに、自然体験や奉仕等体験活動、情報教育、防災教育にも積極的に取り組みます。

一方、学校教育の充実には、教員一人一人の熱意や使命感が大切であることから、教員の資質や指導力の向上を図るための研修の充実に努めます。

施設整備の面では、児童生徒のよりよい教育環境づくりに向けて、トイレ改修事業や校庭の芝生化事業に取り組むとともに、現在の教育施設の機能向上に向けての整備に努めます。さらに、学校の適正配置の実現に向けて方策を検討し、学区の再編や小規模小学校の統廃合、過大規模校の解消について地域住民の合意を得るなど、十分に配慮して進めるとともに、コミュニティ・スクールについても拡大を目指し先進的な取組を進めていくこととします。

(3) 個性や能力を活かす より高く広い教育環境の実現をめざして

【高等学校・高等教育】

本市に集積する大学や大学院、国立高等専門学校機構等の教育環境を最大限に活用し、既存の教育機関との連携強化を図りながら、一人ひとりの個性や能力を最大限に活かす教育を推進し、人材育成に努めます。

併せて、本市にふさわしい私立の高等学校や中高一貫教育校などの誘致に努め、市民の高度化・多様化する教育ニーズに応えられる教育環境の実現を目指します。

(4) 学んで育む “ひと・まち・絆” 【生涯学習】

市民の多種多様な学習ニーズを踏まえ、生涯にわたる自主的・自発的な学習活動等を支援していくとともに、学習しやすい環境の整備を図り、学んだことを地域で活かす活動を支援する施策を展開します。さらに、新たな協働による市民、団体、学校、地域、民間活動事業者のネットワークを構築し、「生涯学習都市おやま」の形成を目指し、活力ある地域社会を形成するため、公民館、図書館を中心とした社会教育活動の推進に向

けた環境整備・充実を推進するとともに、地域人材を利活用するためのデータベースの構築を図ります。

また、「小山市人権尊重の社会づくり条例」等に基づき、すべての人の人権が尊重され、ともに認め合い、幸せに暮らせる小山市の実現を目指します。そしてあらゆる人権問題の解決に向けて、人権意識の高揚を図るため、人権教育・人権啓発推進、並びに相談・支援体制の充実に関する各種人権施策を総合的に推進していきます。

■ (5) 未来に羽ばたけ小山の青少年 青少年の健全育成をめざして

【青少年育成】

青少年が社会とのかかわりを自覚しつつ、自尊感情や自己肯定感を育み、自立した個人としての自己を確立するとともに、社会との関係では、適応するのみならず、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けることができるよう、健やかな成長・発達を支援します。

また、21世紀を担う青少年が、夢と希望をもって、心豊かにたくましく成長し、これからの国際社会で活躍できるような人材づくりのため、家庭、学校、職場、地域社会および関係機関や団体が連携・協力し、市民総ぐるみで青少年の健全育成に取り組むための事業を推進します。

そのため、子ども会育成会連合会等との連携・支援を行うことや、豊かな国際感覚をもち、平和の大切さを深く認識できるよう、中学生海外派遣事業や平和記念式典派遣事業等を推進します。また、地域・学校・大型店・警察との連携による、非行防止、環境浄化、啓発の推進に取り組みます。

■ (6) 心豊かで活力あるくらしやすい「文化都市小山」をめざして【市民文化】

本市では、文化センター等を中心として、各種の文化芸術鑑賞や文化講座、講演会などを開催しているほか、市民の自主的・主体的な文化団体・サークル活動を促進しています。また、ハンドベルによるまちづくりや、市民能「小山安犬」、市民オペラ「小山物語」に取り組んでいます。

市民が「ふるさと小山」に、“魅力”“愛着”“誇り”を持って文化活動ができる環境を醸成し、子どもから大人まで様々な市民が優れた文化芸術に触れる機会や市民が参加できる機会を提供するとともに、市民の自主的で個性的な文化芸術活動や人材育成の支援を推進し、市民と行政との協働によって、21世紀にふさわしい心豊かで活力のある暮らしやすい「文化都市小山」の市民文化を育ててまいります。

■ (7) 誇りある歴史と豊かな文化 自然や景観を守り未来につなぐまちづくり

【歴史文化】 ■

本市には、県下最大級の琵琶塚古墳・摩利支天塚古墳など国史跡7箇所をはじめ、鎌倉幕府の成立に道筋をつけた「野木宮の合戦」や、江戸幕府成立に道筋をつけた「小山評定」など、日本の将来を決定付けた史実があり、また、渡良瀬遊水地や思川をはじめとする自然豊かな立地条件にも恵まれ、古代・中世はもちろんのこと近世・近代に至る貴重な遺跡や史跡が豊富に残されています。

今後も、市民と行政が一体となってユネスコ無形文化遺産に登録された本場結城紬や、国無形民俗文化財に選択された間々田のジャガマイタなど、地域の人々が守り受け継いできた本市の貴重な歴史遺産・文化財を責任を持って次世代へ継承するとともに、これらの優れた歴史・文化資源を有効活用した「歴史のまちづくり」を積極的に推進していきます。

■ (8) 元気いっぱい 明るく活力ある生涯スポーツ社会の実現へ

【スポーツ・レクリエーション】 ■

小山市では明るく活力のある生涯スポーツ社会の実現に向け、「市民ひとり1スポーツ」の定着を目標に普及・推進を図っています。超高齢社会・人口減少社会を迎える一方で、生活様式が多様化する中、運動やスポーツの果たす役割が大きく注目されており、都市化や生活の利便化等の社会環境における変化を的確に捉え、市民が生涯にわたり、暮らしの中でスポーツを生活の一部として取り入れ、継続していくことが重要になっています。

そのため、平成26年にはスポーツ立市振興計画を策定し、県下初の「スポーツ都市宣言」を行いました。このスポーツ立市振興計画に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック事前合宿誘致や栃木県での国体競技開催を見据え、本市から出場できる優秀な選手の発掘・育成に努めるとともに、施設整備・指導体制・応援体制等の競技環境の充実を図ります。

また、市民が主体的にスポーツ活動を実践できるスポーツ・レクリエーション活動の拠点施設などの環境整備・充実とともに、地域におけるスポーツ指導者等の人材育成及び総合型地域スポーツクラブの育成支援、プロスポーツ交流機会の充実を図ります。